

## 市役所庁舎事務室への来庁者等の立入りについて

このたびの市職員の逮捕等に関連し、庁舎等の管理保全及び秩序保持の徹底を図るため、庁舎事務室への立入りについて、下記のとおり対応することにいたしましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

#### 対応内容

- 1 各課等訪問時には、事務室入口で職員が用件を伺いますので、お近くの職員にお声がけください。  
なお、名刺及びチラシ配布による営業及びあいさつのみのために事務室内に入ることはご遠慮いただきます。
- 2 慣例的なあいさつ回りについては遠慮させていただくこととし、事務室入口付近に設置している名刺入れを、すべて撤去いたします。
- 3 勤務時間内外を問わず、庁舎内で不特定の職員等に対する営業行為を行うことを原則認めておりません。  
顧客である職員を訪問する必要がある場合は、事務室入口又は廊下で対応してください。
- 4 その他不特定の訪問については、必要によりその都度口頭により協力を要請いたします。